

(14) (財)青森県スポーツ振興事業団

【担当：三村委員、竹田委員、藤田委員、小渡委員、新町委員】

1 法人の概要及び前回評価・提言の要旨

(1) 法人の概要

代表者	理事長 松森永祐		
設立年月日	平成3年4月1日		
役員・従業員	役員20人(うち常勤2人)、正職員49人(うち県派遣職員29人、県以外の派遣職員6人)		
資本金	15,000千円(うち青森県からの出資15,000千円)		
出資者	平成14年2月現在		
	出資者	出資額(千円)	出資割合(%)
	青森県	15,000	100.0
主な業務	スポーツ活動の啓発事業、スポーツ指導者の養成事業、 スポーツ教室・大会の開催事業、スポーツ情報提供事業、 県から委託を受けて行う体育施設の管理運営事業		
主な収入	基本財産運用収入、受託事業収入、補助金収入		

(2) 平成10年度における評価及び提言の要旨

委員会は、「平成10年度青森県公社等経営委員会検討結果報告書」(平成11年3月)を
ととして、当事業団に対して、以下のような旨の評価と提言をした。

ア 委員会の平成10年度の評価の要旨

委員会は、下記の事項が当事業団及び所管課に理解され、改善があったと認められる
ことを評価した。

- (ア) 平成11年度から、県営体育施設の使用許可事務を、体育・スポーツ利用に関する
使用許可に限定して当事業団に委託することが確認された。これは、利用者への
サービスの向上と施設の有効活用の面から評価できる。
- (イ) 県営体育施設の利用者の目標値を定め、利用者の増員に努めるという方針は評
価できる。
- (ウ) 管理委託費の組み方について、委託事業と補助事業の再編成に取り組み、消費
税の節税によって県財政の負担を軽減することとしたことは評価できる。

(エ) 当事業団と県体育協会との関係については、本県のスポーツ振興における当事業団の今後の役割を検討したうえで、それぞれの役割分担を明確にするという方針は評価できる。

(オ) 当事業団のプロパー職員となるスポーツ専門員の採用については、将来のスポーツ振興を念頭に、偏らない種目から採用することを要望するものであるが、採用に当たっては県からの休職派遣職員を引き上げるなどにより職員数を抑制するという方針については妥当であると考える。

イ 委員会の平成10年度の提言の要旨

委員会は、当事業団の中長期経営計画については概ね妥当と判断した。しかし、今後事業を進めるに当たっては、事業費が全額県の財源であるという形態であることから、費用対効果という考え方を今後とも経営理念とすることを要望した。

(3) 平成12年フォローアップ事業における評価及び提言の要旨

委員会は、当事業団に対する平成10年度の評価・提言以降の当事業団を取り巻く経営環境の変化に照応して、当事業団の中長期経営計画の見直し、修正を求め、以下の所見を得た。

経営環境の変化としては、

ア 県体育協会と当事業団との役割分担の明確化

イ 県営体育施設の管理運営業務増による受託事業の大幅増加（武道館開館による）

ウ スポーツ立県宣言による積極的なスポーツ振興事業の展開

エ 当事業団が管理運営している体育施設の利用者の増加

などにより、ますます当事業団の果たす役割が大きくなっている。

という報告を受けた。

そのうえで、中長期経営計画の修正がなされた。修正内容は、役職員数、収支計画、委託料・補助金等についての修正、及び経営目標の中の「(3) 国際交流の推進」を削除するものである。

委員会は、修正後の計画は当事業団を取り巻く経営環境の変化に対応したものであり、妥当と評価した。

2 今年度の検討結果の評価及び所見

(1) 委員会は、現在の当事業団の経営状況についてヒアリングを行った。
それによれば、

ア 経費節減のための努力として、

(ア) 当事業団人件費計算に関わる事務の一括化、運動公園・スケート場の事務一括化による人員の縮減

(イ) 運動公園、武道館、スケート場の勤務体制を早番、遅番の二交代制にすることによる時間外手当の縮減

(ウ) コピー用紙等物品購入経費の縮減
等を実施している。

イ 平成12年度の諸施設利用者数は前年比マイナスとなっているが、これは前年度に行われたスポーツ立県宣言に伴う開催イベントの入場者数が多数であったことによるもので、目標とする利用者数は概ね達成しているとのことであった。

当事業団に関する限り、中長期経営計画はほぼ予定どおり進められていると認められる。

3 県公社等法人の統廃合計画について

平成14年2月、当事業団と(財)青森県国際交流協会との統合の計画が発表された。

委員会は、同協会については最終的には組織の廃止を指向することがより適切であると考えたと述べたが、ここでは、当事業団側から見た当該計画について述べる。

当事業団は、平成10年度における中長期経営計画において、「国際交流の推進」を経営目標の一つに挙げていたが、平成12年度のフォローアップ事業の中で、当事業団の判断により削除した。委員会としても、基本的な事業を積み上げていってほしいとの思いからそれを了承した経緯がある。

したがって、今回の統合計画については、

会計の分離

国際交流協会の最終的廃止の指向

の2点を検討されることを望む。

4 提言

当事業団は、県の「スポーツ立県宣言」を受けて、青森県のスポーツ振興のために大きな期待がかけられている。また、進行しつつある高齢社会においては、健康に老いるために、生涯スポーツの必要性が高まると考えられる。その意味で、当事業団の役割はさらに重要である。だからこそ事業の実施にあたっては、県の指導、監督のもとにあり

ながらも、単に受動的ではない、当事業団の自律性、独自性が求められていると考える。

しかし、むやみに事業を拡大すればいいものではない。当事業団の今後の事業展開については、「基本に立ち戻ること」を望みたい。基本とは、当事業団の「目的」である。当事業団の寄付行為における「目的」の条は、

第三条 事業団は、県民の生涯にわたるスポーツ活動の振興を図り、もって心身ともに健康で活力のある県民生活の実現に寄与することを目的とする。

とある。この目的を達成するために、最も効率的で効果的な事業をどのように展開するか。事業展開にあたっては、県の政策と整合性、当事業団内部での共通認識による合意、従来の事業との有機的関連を持ち、相乗的効果をあげ得ると期待できると判断したものについて進めていく、といった姿勢がほしい。基本に忠実に、着実な事業を実施していく中に、当事業団の将来像がおのずから見えてくると考える。

またここで、当事業団と県体育協会との関係について一言しておく。

この二団体の事業は、本県のスポーツ振興という意味において重なるところも多い。それらをいかに有機的に連係して進めていけるかに、最少経費での最大効果がかかっている。

これに関し、当事業団においては、すでに各種事業を県体育協会とともに実施するという試みを行ってきたが、職員の雇用条件等で課題も多く、県監査委員事務局から「公共的団体としての性格を持つ事業団が、民間団体である県体育協会職員に自己の業務を遂行させることは好ましくない」という指摘があり、また当委員会もその指摘を受け「同事業団と県体育協会で行っている事業関係を明確にする必要がある」と提言した経緯もある。そういう訳で現在は、お互いが役割分担をして、それぞれの事業を実施している、という状況にある。

これも一つの整理の仕方ではあったが、この二団体のよりよいあり方は、さらに検討されてしかるべきである。

一つの案として、当事業団と県体育協会が統合して、文字どおり一体となって事業展開にあたるという方向は考えられないだろうか。

もちろん単純な話ではないだろう。県体育協会は日本体育協会の下部組織であるという事情もある。それぞれの組織で職員の雇用条件が違うという問題もある。県営施設の受託運営に関わる県条例とのからみもある。

しかし、この方向が実現すれば、当事業団、県体育協会は一体化して、さらに充実した事業を展開することができる。そしてそこに投入される県費は、より効率的、効果的に活用されることとなる。このことは、事業主体にとっても、納税者たる利用者にとっても、望ましい方向であると考ええる。

十分な検討のうえで、どうしてもそれが無理な場合であっても、様々な事業実施にあたっては、県体育協会の理解、協力が不可欠であるから、情報の共有につとめ、より効率的、効果的な事業実施を望みたい。

「スポーツに親しみ、スポーツに強い青森県」の実現のために、本県スポーツのますますの振興のために、当事業団には、地に足のついた、主体的で能動的な活動を期待するものである。